

国の雇用関係助成金の支給申請に関する民間職業紹介事業者に 求められる条件に係る同意制度の概要

1. 概要

- ① 職業安定局長は、国の雇用関係助成金の支給申請に関する民間職業紹介事業者に求められる条件を定める（下記3）。
- ② 民間職業紹介事業者が①の条件に同意した旨を労働局長に対して書面（「雇用関係助成金の取扱いに係る同意書」）によって申し出た場合、労働局は当該民間職業紹介事業者が関与した雇用関係助成金の申請について、支給要件の一つを満たすものとして取り扱う。
- ③ ②の申し出をした民間職業紹介事業者については、厚生労働省のホームページで公開する。

2. 本制度の対象となる雇用関係助成金

A 雇用給付金

次の助成金においては、各助成金の対象者が職業紹介を受けて雇い入れられることが支給要件となっているが、上記1②の同意をした民間職業紹介事業者が行った職業紹介は、ハローワークによって行われた職業紹介と同等のものとして取り扱う。

- ・ 特定就職困難者雇用開発助成金
- ・ 高年齢者雇用開発特別奨励金
- ・ 被災者雇用開発助成金
- ・ 地域雇用開発助成金（地域雇用開発奨励金）
- ・ トライアル雇用奨励金
- ・ 障害者トライアル雇用奨励金
- ・ 障害者初回雇用奨励金
- ・ 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金
- ・ 障害者雇用安定奨励金（障害者職場定着支援奨励金）

B 再就職給付金

次の助成金においては、事業主が民間職業紹介事業者に対して離職予定者の再就職支援サービスを委託することが支給要件となっているが、当該民間職業紹介事業者は上記1②の同意をした民間職業紹介事業者であることを要するものとする。

- ・ 労働移動支援助成金（再就職支援奨励金）

3. 国の雇用関係助成金の支給申請に関する民間職業紹介事業者に求められるものとして職業安定局長が定める条件（いわゆる「同意条件」）

（1）雇用給付金を取り扱う場合

- ① 事業主及び求職者に対して、取扱いを希望する雇用給付金制度の説明及び周知を行うこと。
- ② 雇用給付金の対象労働者をその紹介により就職させたときは、雇用関係助成金事務取扱手引の手続きに従い、定められた期限内に、書類の提出、証明書の発行等を行うこと。

(2) 再就職給付金 (= 労働移動支援助成金 (再就職支援奨励金)) を取り扱う場合

- ① 事業主に対して、再就職給付金制度及び公共職業安定所における再就職に係る支援の内容の説明、周知を行うこと。
- ② 再就職支援給付金に係る計画対象被保険者等の再就職を実現したときは、速やかに、委託者たる事業主に対して、再就職先の雇入れに係る証明書の発行等を行うこと。

(3) 共通項目 (抄)

- ① 雇用関係助成金の支給に関し、都道府県労働局、公共職業安定所 (以下「労働局等」という。) の求めに応じて、必要な報告、文書の提出又は労働局等への出頭を行うこと。また、労働局等の職員が求めた場合には、その事業所内に立ち入らせ、質問に回答し、帳簿書類の検査を受けること。
- ② 会計検査院による検査の際に労働局等に協力すること。
- ③ 雇用関係助成金の支給に関し自ら不正な行為を行い、又は関係者の不正行為を助長した場合及び同意事項を適切に履行しないと認められる場合には、指示に従い標識を返還すること。

4. 同意の手続き (抄)

- ① 雇用関係助成金の取扱いを希望する民間職業紹介事業者は、管轄労働局に同意書を提出する。
- ② 同意書の提出を受けた管轄労働局は、提出した民間職業紹介事業者に対して同意書受理通知書と標識を交付する。
- ③ 民間職業紹介事業者は、以下に該当する場合、同意書受理通知書及び標識を事業主管轄労働局に返還することとする。
 - ・ 同意書の有効期限 (職業紹介事業の許可期間) が満了した場合
 - ・ 職業紹介事業に関する許可が取り消された場合、事業の廃止命令があった場合又は事業を廃止した場合
 - ・ 雇用関係助成金の不正受給を幫助又は教唆し、その手段として虚偽の記載を行った書類を提出又は発行した場合
 - ・ 虚偽の記載を行った書類を提出又は発行したことにより、雇用関係助成金の不正受給を助長したものと認められる場合
 - ・ 度重なる労働局等からの指導にもかかわらず、必要な書類を提出又は発行せず、雇用関係助成金制度の円滑な施行を妨げると認められる場合
 - ・ 制度変更等により、雇用関係助成金の対象となりうる求職者を取り扱えなくなった場合